

# 横須賀市が設置する学校に係る 部活動の方針

## ～部活動を持続可能なものとするために～

平成 31 年 2 月

横須賀市教育委員会

## 目 次

本方針策定の趣旨等	1
1 適切な運営のための体制整備	2
(1) 部活動の方針の策定等	2
(2) 指導・運営に係る体制の構築	2
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	3
(1) 適切な指導の実施	3
3 適切な休養日等の設定	4
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	5
(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の運営	5
(2) 地域との連携等	5
5 学校単位で参加する大会等の見直し	5

## 本方針策定の趣旨等

- 学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、教育的意義が大きい活動である。
- 一方、こうした教育的意義は、教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が發揮されることが重要である。生徒の生活全体を見渡して学校教育の一環として教育課程との関連が図れるように留意することや、生徒の自主的、自発的な参加となるよう工夫とともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。
- 部活動の在り方に関する近年の様々な議論を踏まえ、スポーツ庁は平成30年3月、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。また、文化庁は、運動部ガイドラインの対象とはされなかった文化部活動について、その特性を踏まえながら検討し、平成30年12月、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。
- これらのガイドラインでは、都道府県は「運動部活動・文化部活動の在り方に関する方針」を、学校設置者は「設置する学校に係る運動部活動・文化部活動の方針」を策定することになっている。
- そこで、横須賀市教育委員会では、国のガイドラインに則り、地域、学校、競技種目や文化的活動の種類等に応じて、部活動が多様な形で最適に実施されることを目指すとともに持続可能な部活動の在り方について検討し、「神奈川県の部活動の在り方に関する方針（平成30年4月神奈川県教育委員会）」を参考に、「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」を策定した。
- なお、国のガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するもの、とされていることから、本方針の基本的な考え方についても、高等学校及び特別支援学校の部活動にも原則として適用する。その際、高等学校段階では、中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する。
- 各学校は、本方針を踏まえ、適正な部活動の指導及び運営方法等の在り方について再検討し、改善すべき点は速やかに改善する。
- さらに各学校は、生徒のバランスのとれた健全な成長及び教職員の働き方改革の実現を目指して、本方針の適切な運用を図るものとする。
- 本方針に示す部活動に係る取組については、毎年度状況を把握、検証し、その結果を踏まえて、必要な改善を図るものとする。

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、部活動の適切な運営を推進するため、「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」に則り、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動指導の目標や運営方針を検討し、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な部活動を推進するため、それぞれの「学校の部活動に係る活動方針」に則り、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 活動時間や活動場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。その際、保護者説明会等の適切な機会を設けることが望ましい。

エ 校長は、上記アの活動方針及びイの年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 上記ア及びイに関し、別紙様式を用いる。（作成中）

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

部活動は学校の教育活動の一環として行われるものであることから、各部活動の運営及び指導は、校長の適切な管理・指導のもとで行う。

ア 横須賀市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動技術指導者を派遣する。また、部活動指導員を任用し、学校に配置する。

イ 校長は、生徒や教師の数、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動技術指導者の派遣状況、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 部活動顧問は各部に複数名配置することが望ましい。その際、部活動顧問間や外部指導者等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努める。

オ 日常の運営、指導に関しては、校長の指導・監督のもと、部活動顧問間で意見交換を行い、指導内容やその方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努める。

カ 部活動顧問には、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導等、多岐にわたる

役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援する。

キ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や文化的な活動を行うとともに、技術指導を行う部活動技術指導者を活用し、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ク 横須賀市教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上を図るための研修等の取組を行う。また、学校の管理職への部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための情報提供等の取組を行う。

## 2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動顧問には、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいた指導が求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶することが重要である。

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（オーバーエースや持続的な負荷によって発症する障害や、一度の大きな外力によって発症する外傷などの予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。横須賀市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

なお、運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則って実施すること、横須賀市教育委員会は、学校保健安全法等も踏まえて支援及び指導・是正を行うこととする。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

文化部顧問においても、適切な休養の必要性や、過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成

きるよう分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切にとり、短時間で効果が得られる指導を行う。

なお、それぞれの指導にあたっては、中央競技団体及び関係団体等が作成する指導手引きを活用する。

さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

### 3 適切な休養日等の設定

障害やバーンアウトを予防するとともに、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保する。休養日等の設定については、以下を基準とする。

ア 週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加などで活動した場合は、休養日を他の週休日に振り替える。)

イ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日及び学校の休業日は3時間程度を原則とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

ウ 朝練習を実施する場合、生徒・家庭・教師の過度の負担とならないよう、各学校で実施基準を設け、計画的に行う。その際、週当たりの活動時間が平日放課後や週休日等の活動時間と合わせて16時間を超えないこと、週休日に活動した場合の翌月曜日は実施しないことを原則とする。また、朝練習終了後から昼食までの間に「捕食」ができるようにするなど、学校の実態に応じて、生徒の健康面に対する配慮をする。

エ 校長は、上記ア～ウの基準を踏まえ、各部活動の休養日等を設定する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・指導・是正を行う等、その運用を徹底する。また、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体等の部活動休養日を設けるなどの工夫をする。

なお、各部活動によって、練習場所、公式戦やコンクール等の時期等の条件により、統一的・定期的な休養日を設定することが難しい場合については、月間単位、年間単位で柔軟に設定する。この場合、月間では、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日以上の休養日を設けること、また、单一年度内に、平日及び週休日それぞれにおいて少なくとも52日以上に相当する休養日を設けることとする。

## 4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

### (1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の運営

部活動は、生徒一人一人の興味・関心に応じて行われるものであることから、学校においては、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや芸術文化に親しむ基礎を培うことや、生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、その指導や運営を工夫する。

### (2) 地域との連携等

ア 横須賀市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、また、家庭の経済状況を問わずスポーツや芸術文化等の活動に親しむことができるようとする観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力、社会体育施設や社会教育施設の活用、関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術・文化等の活動のための環境整備に努める。

イ 横須賀市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・芸術・文化等の活動のための環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 横須賀市教育委員会は、学校の運動部・文化部が参加する大会・試合・コンクール・地域行事等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合・コンクール・地域行事等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度の負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。
- (2) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

## 横須賀市立幼稚園入園の方法

### 横須賀市立幼稚園入園の方法（1）

横須賀市立幼稚園の入園は、原則として「人一人一張通」の申請書類にて申請される。また、横須賀市立幼稚園の入園は、原則として「人一人一張通」の申請書類にて申請される。また、横須賀市立幼稚園の入園は、原則として「人一人一張通」の申請書類にて申請される。

### 横須賀市立幼稚園入園の方法（2）

横須賀市立幼稚園の入園は、原則として「人一人一張通」の申請書類にて申請される。また、横須賀市立幼稚園の入園は、原則として「人一人一張通」の申請書類にて申請される。

### 横須賀市立幼稚園入園の方法（3）

横須賀市立幼稚園の入園は、原則として「人一人一張通」の申請書類にて申請される。また、横須賀市立幼稚園の入園は、原則として「人一人一張通」の申請書類にて申請される。

### 横須賀市立幼稚園入園の方法（4）

横須賀市立幼稚園の入園は、原則として「人一人一張通」の申請書類にて申請される。また、横須賀市立幼稚園の入園は、原則として「人一人一張通」の申請書類にて申請される。

### 横須賀市立幼稚園入園の方法（5）

横須賀市立幼稚園の入園は、原則として「人一人一張通」の申請書類にて申請される。また、横須賀市立幼稚園の入園は、原則として「人一人一張通」の申請書類にて申請される。

#### (事務局)

横須賀市教育委員会事務局

学校教育部 教育指導課

保健体育課

住所 〒238-8550 横須賀市小川町11

TEL 046-822-8479(教育指導課)

046-822-8486(保健体育課)

FAX 046-822-6849(教育委員会事務局 共通)